

学童保育所による学校施設の利活用について

1 教育委員会、こども未来部合同ワーキング部会による協議

(1) 目的

四日市市小中学校余裕教室等有効活用方針（以下、「活用方針」と表記する）策定に関わり、余裕教室の定義、学校施設活用の考え方、教室利用の優先順位、敷地の有効利用について、関係各課より意見を伺う場を設定する。

(2) 構成メンバー

教育総務課GL（座長）、教育施設課課長補佐、教育施設課管理係長、学校教育課教職員係長、指導課1係指導主事、人権・同和教育課課付主幹、教育支援課特別支援教育・相談GL、こども未来課学童係長、こども未来課学童係主事
教育総務課政策G（事務局）
※必要に応じて、各課指導主事等

(3) ワーキング部会実績（全4回＋随時関係課聞き取り）

第1回（令和元年10月 8日実施）

活用方針策定ワーキンググループの進め方

【資料】活用方針 骨子

（随時）関係各課への聞き取り（～11月中旬ごろ）

【資料】余裕教室として算出する場合の課題点及び算出方法の聞き取り用紙

第2回（令和元年11月19日実施）

必要教室の基準に関する考え方、活用における優先順位、余裕教室の定義

【資料】聞き取り調査記録用紙まとめ

第3回（令和元年12月17日実施）

活用方針の内容の検討

【資料】活用方針（案）

第4回（令和2年2月17日～関係各課への聞き取り）

算出基準数適用にあたっての考え方、学校敷地の有効活用

活用方針（案）の検討について

【資料】活用方針（案）

2 活用方針による教室や敷地の利活用について

○余裕教室や敷地の利活用については、次のとおりとする。（詳細は、活用方針P10「余裕教室及び学校敷地利活用に向けてのフローチャート」参照）

(1)学童保育所等、余裕教室等の利活用について、団体から要望があった場合

↓

(2)学校は、活用方針に基づき、各学校での余裕教室となる可能性のある教室を精査する。

↓

(3)関係部局及び学校、活用希望団体において活用方針を基に利活用に向けた協議を行う。